

八幡浜市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

愛媛県八幡浜市

令和8年4月

八幡浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

改定の理由

八幡浜市新型インフルエンザ等対策行動計画(市行動計画)は「新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)」第8条の規定により、県が策定した愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画(県行動計画)に基づき、平成27年3月に策定した。

令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画(政府行動計画)が抜本的に改定され、令和7年3月には県行動計画も改定されたことを受け、市行動計画を改定する。

改定の目的

- ・新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指す。
- ・市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事の際には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

改定のポイント

① 平時の準備の充実

- 国・県・他市町等との連携体制の構築
- 実効性のある訓練を定期的に実施

③ 幅広い感染症に対する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
- 状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会的経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え

② 対策項目の拡充

- 全体を3期(準備期、初動期、対策期)に分けて記載
- 対策項目を6項目から7項目に増やし、内容を精緻化
- 偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションのあり方などを整理

④ DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

- DXの推進や技術的革新による対応能力の強化
⇒業務の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と県及び他市町との連携の円滑化等を図るためDXを推進

八幡浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

基本方針

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

基本的な考え方

市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示す。

- 準備期（発生前の段階）
- 初動期（新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階）
- 対応期（病原体の性状等に応じて対応する時期）

留意事項

- (1) 基本的人権の尊重……自由と権利の必要最小限の制限、丁寧な説明と理解の促進、偏見・差別および誹謗中傷の防止、社会的弱者への配慮と社会分断の回避
- (2) 危機管理としての特措法の性格……柔軟な判断と措置の必要性
- (3) 関係機関相互の連携協力の確保……県と緊密に連携して対策を総合的に推進
- (4) 感染症危機下の災害対応……病原性の強さやワクチン・治療薬の有効性などを踏まえ、状況に応じて措置の要否を適切に判断
- (5) 記録の作成や保存……新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表

市行動計画の対策項目(7項目)の概要

① 実施体制

- ・国、県、医療機関等と相互に連携し、実効的な対策を講じる体制を確保する
- ・平時の人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化、有事には必要に応じ市対策本部を設置し、国の基本的対処方針等に基づき対策を実施する

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・平時から感染症等に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等を行う
- ・感染症対策を効果的に行うため、新型インフルエンザ等に関する適切な情報提供・共有を行い、市民に適切な判断・行動を促す

③ まん延防止

- ・基本的な感染対策の普及を図り、必要に応じて、各方面に対しまん延防止にかかる要請を行う

④ ワクチン

- ・予防接種を行うための体制を整備する
- ・市が実施する予防接種にかかる情報に加え、国が提供・共有する情報について、市民へ周知する

新

⑤ 保健

新

- ・平時から県と連携し、感染症有事に備え、有事において地域の実情に応じた効果的な対策を実施して市民の生命と健康を守る
- ・県や医療機関等の関係機関と連携して、健康観察及び生活支援等を実施する

⑥ 物資

新

- ・感染症対策物資等が不足する場合、医療、検査等の実施等が滞る可能性があるため、感染症対策物資等の備蓄を行う

⑦ 市民の生活及び地域経済の安定の確保

- ・物資の安定供給や備蓄、生活支援を要する者への支援、遺体の一時安置や火葬体制の整備・確保等を行う

新

改定により新規に追加